

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年12月21日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 社会教育課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成30年11月13日から平成30年11月28日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 指定管理者が管理する施設の備品について、社会教育課が購入し施設に配置した備品、または、指定管理移行前から配置している備品の中に、指定管理者に引き継がれず備品管理台帳に記載されていないものがあるため、台帳整備及び現物との照合に基づく適正な財産管理に努めること。</p>	<p>1. 指定管理者が管理する備品の取扱については、指定管理者との施設の管理運営に関する基本協定「備品等の扱い」に基づき、備品台帳の整備及び現物との照合により財産管理を適正に行います。</p>